

教育啓発特定事業計画(タクシー車両)

【事業者名 一般社団法人大阪タクシー協会】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定 期間	区分
心のバリアフリー	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	-	-
	職員への研修・教育の実施	職員及び運転者の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	年1回程度 ● (教育啓発※)
		職員及び運行管理者等の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修会等への参加	年2回程度 ● (教育啓発※)
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員や運行管理者等の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催及び参加	開催 年1回 参加 年1回 ● (教育啓発※)
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	-	-

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定めたうえで各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(タクシー車両)

【事業者名 公益財団法人大阪タクシーセンター】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容		実施予定 期間	区分
心のバリアフ リー	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を 促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活 動の実施	-	-	-
	職員への研修・教育の実施	運転者の接客向上や理解促進のための研修等の実施	3日間講 習の内の 5時間	● (教育啓発※)
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの 特性や必要な配慮について理解するための取組 の実施	-	-	-
	学校教育における「総合的な学習の時間」等で の取組	-	-	-

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定めたうえで各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして 進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ 評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連 機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を 行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実 施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対 象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。